工　事　設　計　書

年度	平成27年度			課長	係長	精算者	設計者	修繕費	
工事番号								設計年月日	平成　年　月　日
着工番号								精算年月日	平成　年　月　日
施工理由	単価契約								
施工箇所	明石市内一円							施工方法及び工事期限	請負（単価契約） 平成28年 3月31日まで
工事名称	源井設備水中ポンプ修繕								
工事概要	1．源井設備水中ポンプ修繕　　1式								

当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円
増　減	円	増　減	円	増　減	円	増　減	円

水　中　モ　ー　タ　ー　ポ　ン　プ　修　理　明　細

明石市水道部単価契約

口径 / 品名	加　工	８０Ａ	１００Ａ	１２５Ａ	１５０Ａ
吐き出しケース					
〃　内チャッキ弁					
〃　弁シート					
バランス調整ネジ					
上部下部スリーブ					
〃　軸受					
バランスディスク					
ピストリング(ﾊﾞﾗﾝｽﾌﾞｯｼｭ)					
シャフトスリーブ					
ケーシングメタル(ﾈｯｷﾌﾞｯｼｭ)					
インペラー(羽根車)					
インペラー焼きばめ　SD共					
ライナーリング(ﾏｳｽﾘﾝｸﾞ)					
初段中間ステージ					
終段中間ガイドベン					
ポンプケース(ｼﾘﾝﾀﾞｰ)					
上部ケーシング					
中間ケーシング					
下部ケーシング					
シールリング					
フィルター					
ストレーナー					
砂　ヨ　ケ					
オイルシール　ﾎﾟﾝﾌﾟ部ﾓｰﾀｰ部KW用					
メカニカルシール					
ケーブルカバー					
ローターシャフト研磨、塗装					
ポンプシャフト					

口径 / 品名		80A	100A	125A	150A
揚水管 2.75m フランジ付（但し耐溝食電縫鋼管とする）	1本				
揚水管清掃	1本				
水中ポンプ部 新調	1台				

※”水中ポンプ部 新調”の段数は、3～5段程度で購入時に指定

容量 / 品名	加工	15kw	22kw	30kw	37kw
推力軸受け					
推力円板					
パンパスパッキン	1個				
ベローズ(ﾀﾞｲﾔﾌﾗﾑ)	1個				
モーター 新調	1台				

品名			
ポンプモーター分解、組立、調整、試験		1式	
ポンプモーター分解、点検		1式	
揚水管引揚工事	（20～35本程度）	1式	
揚水管据付工事	（20～35本程度）(ﾊﾟｯｷﾝ、ｹｰﾌﾞﾙﾊﾞﾝﾄﾞ共)	1式	
揚水管引揚・据付同時工事	（20～35本程度）(ﾊﾟｯｷﾝ、ｹｰﾌﾞﾙﾊﾞﾝﾄﾞ共)	1式	
既設揚水管ビニールテープ巻		1本	
VP管 φ30×4.0m ソケット付		1本	
VP管 φ25×4.0m ソケット付		1本	
SUS ボルト、ナット	5/8×55	1ケ	
〃	12㎜×50L	1ケ	
鉄 ボルト、ナット	5/8×55	1ケ	
〃	12㎜×50L	1ケ	
ケーブルジョイント		1ヶ所	
低水位ケーブル	2VCT2C×0.75	1m	
低水位電極棒		1ケ	

断面積 / 品名		14㎟	22㎟	30㎟	38㎟
キャプタイヤケーブル 2PNCT-3C	1m				

口径 / 品名	１００Ａ	１２５Ａ	１５０Ａ	２００Ａ
スリースバルブ				
チャッキバルブ				
ソフトシールバルブ				
レジューサー（短管）				

※上記製品は、JIS10K 又は 水協規格とし、ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ、ﾊﾟｯｷﾝが必要な時は据付と同時取替。

又バルブは、栗本、クボタ、前澤、清水合金、KITZ製及び本市の承認を得たものとする。

※レジューサー（短管）は、揚水管との接続部のみで使用。（地上配管は別途料金）

※レジューサーの口径は、大口径側とする。L=150～200 程度（左記寸法以外の時は、別途料金とする）

品名		
エアーバルブ	１ケ	
圧力計又は連成計、コックサイホン付	１ケ	
レッカー車 5t	１日	
工事を伴わぬ場合の引き取り及び納入	１式	
小運搬	１式	
雑材及び消耗品	１式	

注）小運搬による支払いは、入庫可能な道路から井戸までの距離が遠い場合とする。

上記以外の工事を伴う場合は、本市と協議の上金額を決定するものとする。

小計	円
消費税	円
合計	円

水 中 モ ー タ ー ポ ン プ 修 理 明 細

(数量)

明石市水道部単価契約

口径 / 品名	加 工	８０Ａ	１００Ａ	１２５Ａ	１５０Ａ
吐き出しケース	1	1	1	1	
〃 内チャッキ弁	1	1	1	1	
〃 弁シート		1	3	1	
バランス調整ネジ		1	1	1	
上部下部スリーブ	6	1	1	2	
〃 軸受	1	1	9	4	
バランスディスク	1	1	1	1	
ピストリング(ﾊﾞﾗﾝｽﾌﾞｯｼｭ)		1	1	1	
シャフトスリーブ	22	1	5	2	
ケーシングメタル(ﾈｯｷﾌﾞｯｼｭ)		3	24	6	
インペラー(羽根車)	39	1	3	1	
インペラー焼きばめ SD共	4				
ライナーリング(ﾏｳｽﾘﾝｸﾞ)		8	53	17	
初段中間ステージ	1	1	1	1	
終段中間ガイドベン	1	1	1	1	
ポンプケース(ｼﾘﾝﾀﾞｰ)	1	1	1	1	
上部ケーシング	1	1	2	1	
中間ケーシング	6	1	5	2	
下部ケーシング	1	1	1	1	
シールリング		1	2	1	
フィルター		1	1	1	
ストレーナー		1	1	1	
砂ヨケ		1	1	1	
オイルシール ﾎﾟﾝﾌﾟ部ﾓｰﾀｰ部KW用		1	14	5	
メカニカルシール		1	1	1	
ケーブルカバー		1	1	1	
ローターシャフト研磨、塗装	4				
ポンプシャフト	9	1	1	1	

品名＼口径		８０Ａ	１００Ａ	１２５Ａ	１５０Ａ
揚水管 2.75m フランジ付（但し耐溝食電縫鋼管とする）	１本	2	104	44	
揚水管清掃	１本	1	43	20	
水中ポンプ部　新調	１台	1	2	1	

※”水中ポンプ部　新調”の段数は、３～５段程度で購入時に指定

品名＼容量	加工	15kw	22kw	30kw	37kw
推力軸受け	6	1	1	1	1
推力円板	7	1	1	1	1
パンパスパッキン	１個	1	1	1	1
ベローズ(ﾀﾞｲﾔﾌﾗﾑ)	１個	1	1	1	1
モーター　新調	１台	1	3	2	1

品名			
ポンプモーター分解、組立、調整、試験		１式	12
ポンプモーター分解、点検		１式	1
揚水管引揚工事	（２０～３５本程度）	１式	16
揚水管据付工事	（２０～３５本程度）(ﾊﾟｯｷﾝ、ｹｰﾌﾞﾙﾊﾞﾝﾄﾞ共)	１式	15
揚水管引揚・据付同時工事	（２０～３５本程度）(ﾊﾟｯｷﾝ、ｹｰﾌﾞﾙﾊﾞﾝﾄﾞ共)	１式	1
既設揚水管ビニールテープ巻		１本	1
ＶＰ管　φ３０×４.０ｍ　ソケット付		１本	1
ＶＰ管　φ２５×４.０ｍ　ソケット付		１本	14
ＳＵＳ　ボルト、ナット	5/8×55	１ケ	257
〃	１２㎜×５０L	１ケ	125
鉄　ボルト、ナット	5/8×55	１ケ	226
〃	１２㎜×５０L	１ケ	27
ケーブルジョイント		１ヶ所	18
低水位ケーブル	2VCT2C×0.75	１ｍ	298
低水位電極棒		１ケ	3

品名＼断面積		１４㎟	２２㎟	３０㎟	３８㎟
キャプタイヤケーブル	2PNCT-3C　１ｍ	28	180	117	59

口径 / 品名	１００Ａ	１２５Ａ	１５０Ａ	２００Ａ
スリースバルブ	1	1	1	
チャッキバルブ	1	1	1	
ソフトシールバルブ	1	1	1	
レジューサー（短管）	1	1	1	

※上記製品は、JIS10K 又は 水協規格とし、ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ、ﾊﾟｯｷﾝが必要な時は据付と同時取替。

又バルブは、栗本、クボタ、前澤、清水合金、KITZ製及び本市の承認を得たものとする。

※レジューサー（短管）は、揚水管との接続部のみで使用。（地上配管は別途料金）

※レジューサーの口径は、大口径側とする。L=150～200 程度（左記寸法以外の時は、別途料金とする）

品名		
エアーバルブ	1ケ	4
圧力計又は連成計、コックサイホン付	1ケ	4
レッカー車 5t	1日	1
工事を伴わぬ場合の引き取り及び納入	1式	2
小運搬	1式	2
雑材及び消耗品	1式	16

注）小運搬による支払いは、入庫可能な道路から井戸までの距離が遠い場合とする。

上記以外の工事を伴う場合は、本市と協議の上金額を決定するものとする。

源井設備水中ポンプ修繕　特記仕様書

本仕様書は、水中モーターポンプの修繕業務に適用する。

１．修繕概要

受注者は、水道部が所有する水源井等に設置している水中モーターポンプの引揚げ、修理及び再設置までの一連の業務をすみやかに行うものとする。

水中モーターポンプの分解、整備、組立、試験は自社の工場において行うものとする。

なお、別添予定数量表の数量については、あくまで参考であり増減することがある。

２．修繕内容

受注者は水中モーターポンプの不具合箇所を引揚げ時及び分解時に特定し、原因及び対策について、部品交換前に市担当者に報告すること。また、原則としてチャッキバルブ、圧力計又は連成計、エアーバルブは水中モーターポンプの再設置の際に交換すること。

受託者は水中モーターポンプの修理が終了したときは、不具合箇所、修理状況、今後の推奨修理などを明確にした修理報告書（修理段階毎の写真添付）を水道部浄水課管理・水質係と下水道部下水道施設課施設係および当該修理源井管理浄水場に１部ずつ（計３部）提出すること。

３．修繕料の支払い

受注者は修理報告書の内容確認を市担当者から受けた後、速やかに当該源井に係る修繕料を算定し、当該修繕料を水道部に請求するものとする。修繕料は、別添契約単価表に基づき算定する。

水道部は、受注者から修繕料の請求を受けたときは、３０日以内に支払うものとする。

源井設備台帳

施設名	所管浄水場	所在地	面積
第4源井	明石川浄水場	神戸市西区持子1丁目218-2（明石川取水場内）	―
第5源井	明石川浄水場	神戸市西区王塚台2丁目95-2	29.0
第6源井	明石川浄水場	神戸市西区枝吉4丁目22-2	35.0
第7源井	明石川浄水場	神戸市西区王塚台4丁目35	34.0
第8源井	明石川浄水場	神戸市西区王塚台5丁目6	34.0
第9源井	明石川浄水場	明石市鳥羽字五反田899番3	45.0
第10源井	明石川浄水場	明石市荷山町1744-1（東部配水場内）	―
第11源井	明石川浄水場	神戸市西区伊川谷町有瀬1638	21.3
第12源井	明石川浄水場	神戸市西区伊川谷町潤和1467-1	16.5
第13源井	明石川浄水場	神戸市西区伊川谷町潤和1188	20.0
第14源井	明石川浄水場	神戸市西区伊川谷町潤和1188	20.0
第15源井	明石川浄水場	神戸市西区伊川谷町潤和字上古川1172-2	26.0
第16源井	明石川浄水場	神戸市西区伊川谷町潤和字前998-2	21.0
第1源井	鳥羽浄水場	明石市明南町3丁目1-1（野々池貯水池内）	―
第6源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽1506-1（鳥羽浄水場内）	―
第12源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽字宮西筋1668-3	19.0
第13源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽字明石道ノ上1590-3	104.0
第14源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽字奥屋形谷1879-3	21.0
第15源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽町森田字東原38-5	17.0
第17源井	鳥羽浄水場	明石市藤江字中尾890-8	20.0
第18源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町松陰字屋形651	30.0
第19源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町松陰字久茂ノ本675	162.0
第20源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町松陰新田字鳴池517-2	60.0
第22源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町松陰新田139-3	35.0
第23源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町大久保512	33.0
第24源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町高丘2570	15.0
第26源井	鳥羽浄水場	明石市明南町3丁目1-1（野々池貯水池内）	―
第27源井	鳥羽浄水場	明石市大久保大窪下神田610	28.0
第28源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町大久保町470	30.0
第29源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町松陰新田200	24.0
第34源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽北山1209	28.7
第36源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町谷八木字奥北町1190-1	42.0
第40源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町西脇39-1	28.0
第42源井	鳥羽浄水場	明石市明南町3丁目1-1（野々池貯水池内）	―
第43源井	鳥羽浄水場	明石市鳥羽字沢野1976-207	24.0
黒星源井	鳥羽浄水場	明石市大久保町新池ノ下	25.0

源井設備台帳

第1源井	魚住浄水場	明石市魚住町西岡2154-1（魚住浄水場内）	―
第3源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字沖代1687-1	56.0
第4源井	魚住浄水場	明石市二見町福里字上ノ川36-2	16.0
第5源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字塚之脇1560-4	89.0
第6源井	魚住浄水場	明石市二見町福里字藤原117番1	22.0
第7源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字宮ノ前1895-2	16.0
第8源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字宮ノ前1866-4	46.0
第9源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字南上ノ田1813-1	21.0
第10源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字三本松1439番2	62.0
第11源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字ノシケ原831番4	59.0
第12源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字奥辻ヶ内807	148.0
第13源井	魚住浄水場	明石市魚住町西岡2154-1（魚住浄水場内）	―
第14源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字西通り335-18	33.0
第15源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字柿谷862-5	41.0
第17源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水630（新池堤防敷）	30.0
第18源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字東岡南972-4	29.0
第19源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字立合池ノ下624-2	44.0
第20源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水立合池ノ下633-1	27.0
第21源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水364	31.0
第23源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字上ノ田1832-2	24.0
第24源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字龍ヶ池下2655	30.0
第25源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字王子ヶ上900-3	37.0
第26源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字大澤2702	27.0
第27源井	魚住浄水場	明石市魚住町清水字町屋浦464-4	12.0
第28源井	魚住浄水場	明石市二見町福里字上所669-1	32.0

「浄水課修繕」共通仕様書

本仕様書は、明石市　水道部　浄水課「修繕」に適用する。

第１章　　総　則

1　本仕様書の適用

(1) 業務は本仕様書に従い施工しなければならない。但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工しなければならない。

2　費用の負担

(1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として請負者の負担とする。

3　法令等の遵守

(1) 請負者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ本市係員と協議の上、請負者が代行するものとする。

4　提出書類

(1) 請負者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、本市係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

①　着工届	１部	Ａ４版
②　工程表	３部	サイズについては本市係員と協議のこと。
③　配置技術者届	１部	Ａ４版
④　経歴書・資格者の写し	１部	Ａ４版
⑤　修繕費内訳書	１部	Ａ４版
⑥　施工計画書	１部	Ａ４版
⑦　有資格一覧表（免許の写しを含む）	１部	Ａ４版
⑧　完成届	１部	Ａ４版

尚、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

5　現場代理人及び主任技術者等

(1) 請負者は、現場代理人及び主任技術者等をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

6　施工体制台帳（請負金額 500 万円以上の修繕）

(1) 請負者は、建設業法第 24 条の７に基づいて施工体制台帳及び施工体系図を作成し、修繕現場に備えると共に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条に基づいて提出しなければならない。

(2) 請負者は、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 2 号に基づく添付書類を、施工体制台帳とともに提出しなければならない。

7　下請負人(変更)通知書（請負金額 500 万円以上の修繕）

(1) 請負者は、下請負人を決定もしくは変更した場合、下請負人(変更)通知書を提出しなければならない。

8　工程管理

(1) 請負者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

9　品質

(1) 機器・材料等の製作・据付においては、水道施設で使用される設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで請負者の責務でもって対処すること。
また、長期に渡り高度の機能と信頼性を保持し、かつ運転保守が安全かつ容易であること。

10　検査

(1) 現場代理人は、中間検査、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。

(2) 請負者は、各工程ごとに本市係員の検査を受け、合格しなければならない。

(3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。

(4) 請負者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、中間検査及び中間確認において合格となっていても、手直しを行わなければならない。

11　関係官公庁との協議

(1) 請負者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

12　証明書の交付

(1) 必要な証明書及び申請書の交付は、請負者の申請による。

13　疑義の解釈

(1) 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市係員と協議し、その指示に従うものとする。

第２章　　図　書　の　提　出

1　提出書類

(1) 請負者は、下記書類を提出し、本市係員の承認を得ること。但し、本市係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

①	承諾図	３部	サイズについては本市係員と協議のこと。
②	修繕日報	１部	Ａ４版
③	主要資材メーカーリスト及び材料試験表	１部	Ａ４版
④	緊急連絡網	１部	Ａ４版
⑤	完成図書	２部	Ａ４版（写真分１部、カラーコピー分１部）
⑥	完成図（第２原図）（修繕の主要部）	１部	Ａ２･Ａ３（Ａ２(２つ折り)図面入れに収納）
⑦	修繕写真・ネガ・カラーコピー	１部	
⑧	各種試験成績書	２部	Ａ４版（完成図書に収納）
⑨	交換部品リスト	２部	Ａ４版（完成図書に収納）
⑩	各保証書	２部（完成図書に収納（１部コピーでも可））	
⑪	各仕様書・カタログ・取扱説明書	２部	Ａ４版
⑫	納品書	２部（完成図書に収納（１部ｺﾋﾟｰ））	
⑬	機器別保全費報告書	１部	本市指定様式

※　機器別保全費報告書については、本業務において点検・補修を実施する全ての機器に対して、その費用（諸経費含む）を算出し、提出すること。

第３章　　一　般　事　項

1　施工管理

(1) 現場代理人及び主任技術者もしくは監理技術者は、常に修繕現場に常駐し、本市係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。

(2) 既設撤去物については、本市係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

2　損傷部補修

(1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。

(2) 万一損傷した場合は、本市係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

3　災害防止

(1) 水道施設は 24 時間の連続運転につき、現場作業員等の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。

(2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て請負者の責において処理すること。

4　試運転及び指導期間

(1) 試運転は、双方協議のうえ作成した実施要領に基づき、双方立会いで行うこと。

(2) 試運転の詳細については、現場の状況により本市係員が指示し、請負者は試運転期間中運転日誌を作成し提出すること。

(3) 試運転期間中に行われる調整及び点検で発見された補修箇所及び物件については、原因及び補修内容を運転日誌により報告すること。

(4) 請負者は、本設備に配置される職員に対し、充分な教育と指導を行うこと。

(5) 指導期間は、試運転期間中に行うが、この期間外であっても教育指導を行う必要が生じた場合は、本市係員の指示により行うこと。

5　廃棄物処理

(1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。

(2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て請負者が負担するものとする。

(3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。

(4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から 90 日以内、もしくは当該年度 3 月 31 日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(5) 潤滑油脂・薬品等の処理に際し、製品安全データシート「ＭＳＤＳ」を提出すること。

6　保証期間

(1) 保証期間は、完成後１年間とする。

7　その他

(1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。

(2) 本業務完了に際し、本市係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。

(3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

※　平成 13(2001)年 3 月 5 日付け　明環政号外による。

(4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則下記のとおりとするが、本市係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

(5) 本業務で使用する車両については、ＮＯｘ・ＰＭ法対策地域内に適合した車両とすること。

背表紙

平成□□□年度
○
○

修
繕

完
成
図
書

請負業者名

表紙

平成□□□年度

△△修繕　完成図書

請負業者名

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、設計図書に明示されていない事項あっても、契約金額の範囲内に限り請負者はその責任において遂行しなければならない。

明石川浄水場系水源井位置図１

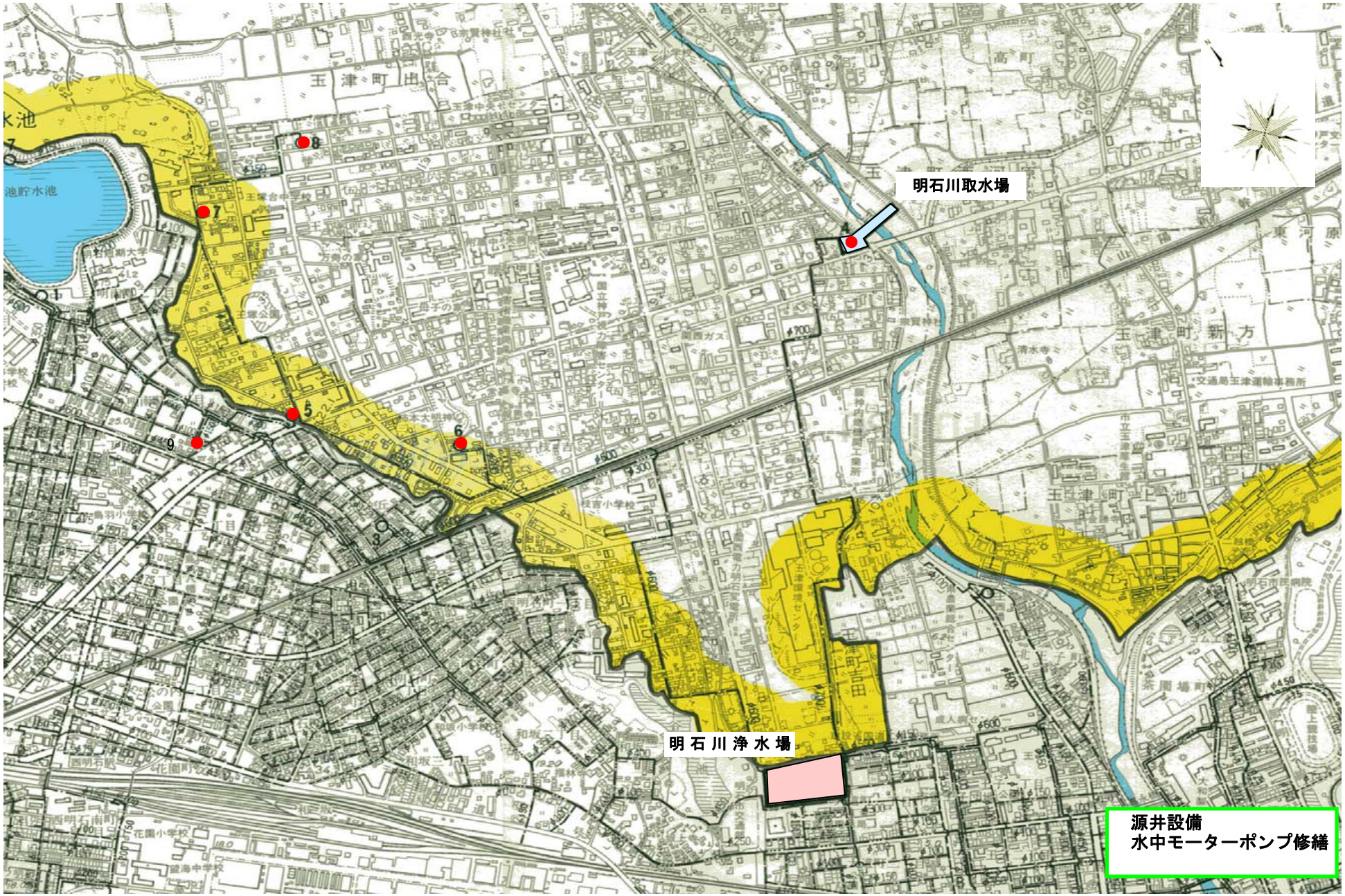

明石川浄水場系水源井位置図２

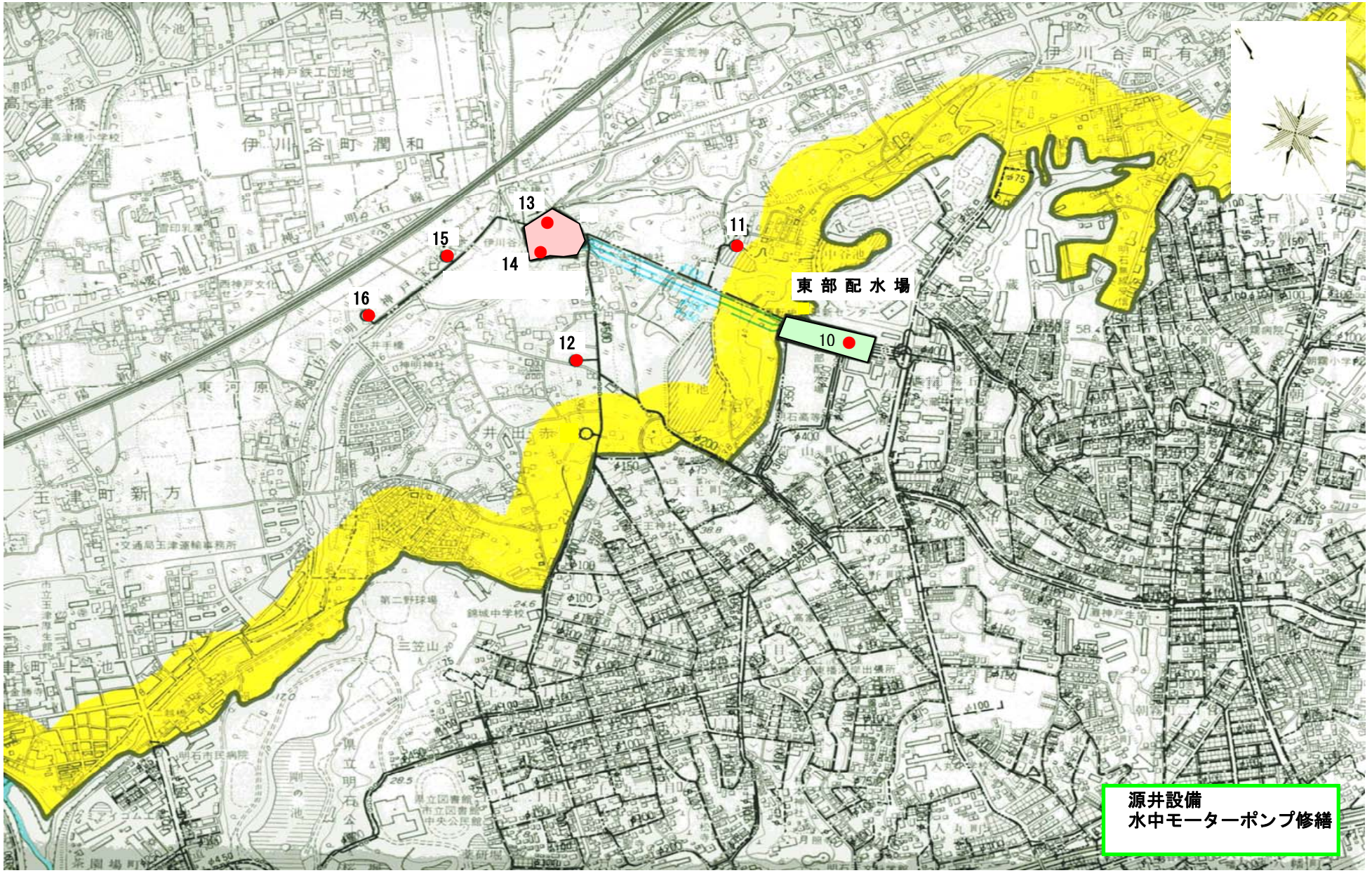

鳥羽浄水場系水源井位置図１

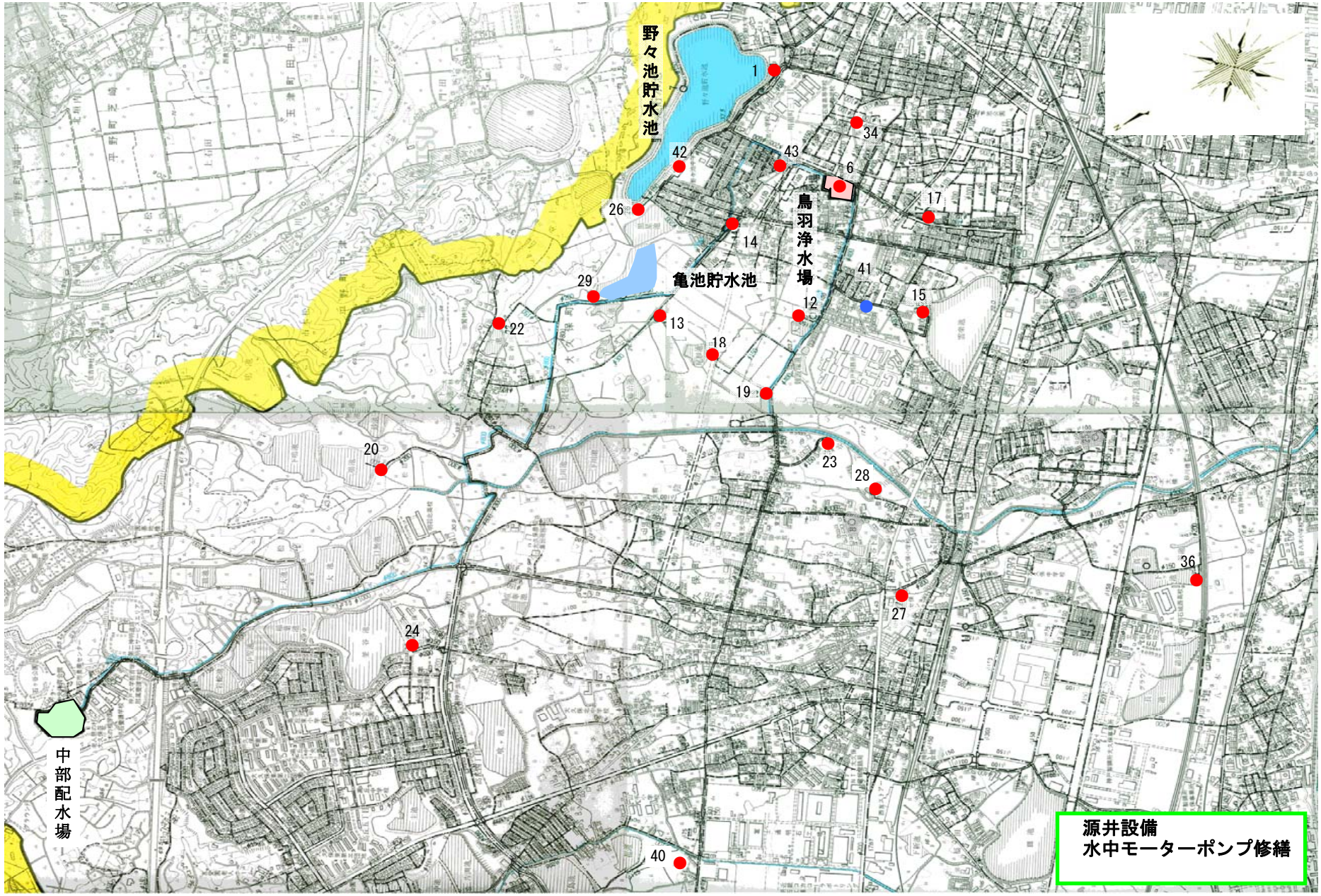

魚住浄水場系水源井位置図１